

那須塩原市健康長寿センター内入浴施設利活用事業

特定事業の選定について

令和 8 年 1 月

那須塩原市保健福祉部 健康増進課

第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

那須塩原市は令和7年12月25日に実施方針を公表した那須塩原市健康長寿センター内入浴施設利活用事業(以下「本事業」という。)について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)第7条に基づき特定事業として選定するに当たり、実施することが適切であるかを確認するための評価を行った。

第2 選定の基準及び評価の方法

2-1. 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、那須塩原市が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて効果的に公共サービスの水準の向上を実施できることを選定の基準とした。

2-2. 評価の方法

本事業は、行政財産内入浴施設について、施設利用者の増、地域活性化、官民連携事業等の実施による域内需要の拡大を図ることについて、収支比較だけでは見られない施策を検討するため、定性的評価を行うこととした。

第3 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の効果を期待することができる。

3-1. 市の管理運営を終了した入浴施設の利活用による地域活性化

本事業地周辺には、三和住宅にしなすのスポーツプラザ(にしなすの運動公園)が立地するとともに、市内交通の要衝である国道4号線が近接しており、誘客力の高い地域である。

健康長寿センター内入浴施設は、令和6年度末から休業し、施設について地域市民から再開を期待する声が多い。老朽化した設備等にリニューアルを施すことで、新たな空間の中で世代間交流の醸成を期待できる事業となると考える。

また、民業である入浴施設の維持管理運営と並行し、健康増進、子育て支援等、市の行政課題解決に資する取組との協働も期待する。

3 - 2. 効率的かつ効果的な運営・維持管理

本事業は、事業期間を10年以上と設定していることで、従来の指定管理者制度などと比べ長期的な事業期間のため、安定的な事業運営が図られ、また、施設利用者のニーズに応じた更新投資等を柔軟に行う事を可能にすることで、民間事業者は高い自由度を持って、運営・維持管理を行うことができる。

これらによって、民間事業者の持つ運営・維持管理に関するノウハウを最大限活用し、効率的かつ効果的な運営・維持管理が可能となる。

3 - 3. 財政負担の縮減と公共施設等運営権対価等による歳入の可能性

本事業は、施設の維持管理費用を縮減することが期待でき、民間事業者に公共施設等運営権対価及びプロフィットシェアリングを設定することで市の歳入の確保が期待できる。

第4 結論

本事業は特定事業として実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待される。

よって、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、PFI法第7条に基づき、特定事業として選定する。